慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	今泉孝太郎教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	Two reports of the examination committee of the doctorate theses presented by Kotaro Imaizumi
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.5 (1958. 5) ,p.68- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580515-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

今泉孝太郎教授學位請求論文審査要旨

1　主論文　農民法の研究

2　副論文　新民法總則

今泉孝太郎君提出の學位請求の主論文について、審査したる結果、次の如くである。

先ず論者の主張するところに從えば、商人に對して商法のある如く、農民に對して農民法（又は農法）の概念が、定立さるべきであるというのである。而してこの立場から、農民に關する法律を「農民法」として總括し、之に特殊な法律的範疇を與えようとするのである。

從來、農民に關する法律については、農業法又は農事法の研究はなされておつたのであつたが、それらは、餘りにも經濟的觀點から說かれたものであつたから、さらに、農民の階層的及び職能的地位に重點を置いて、理論を展開すべきが至當であると、論者は力說するのである。

さて農民に關する現行法を見れば、その主たるものは、いうまでもなく農地法であるけれども、現行の農地法を解釋するに當つても、農民と農業資產殊に農地について、史的研究から始め、その性格と特性とを把握することに努力している。殊に、わが國における戰後の農地改革については、その實證的經過を示すと共に、その史的究明において、いずれも不成功に終つた事實からみて、今次の農地改革についても亦、現狀において滿足すべきものでないことが批判的に說述されている。

さて論者の見解によれば、所謂農民法は、農民、農地、農業委員會に大別されるが、先ず農民を、その世帶員と農業資產とを含めて、協同經營體とし、之に法律的には、中間法人の概念を、導入しているのである。次に農業資產については、所謂一子相續制の問題と擔保權の問題とを採り上げ、日本農民の特性として、零細農、集約農、瘠地農とを擧げ、一般に認められている商品生產農を、資本制生產社會に共通なものとして、之を退けている。

更に農地については、農地の法律的定義を開明し、次いで史的發展の跡を觀察しながら、地主を中心とした土地私有制度を論じている。又自作或いは小作を中心として、農民の農地關係を解說しているのである。

なお論者は、農地法の解釋論についても、充分な努力を拂つているのであるが、その解釋論をなすに當つても、もともと農地法は舊農地調整法と舊自作農創設特別措置法を恒久化したものである點に注目し、常にそれらの諸法律との關係において、かなり詳細な論述がされているのである。

更に、農地法の運營において、最も重要な機能をもつ農業委員會については、その沿革と、その組織及び權限とに關して、可成り詳

細な説明がなされている。又比較的見地に立つて、ドイツの戰後における農地改革の問題をとり上げ、之とわが國の農地改革との相違について、論述しているのである。

さて、現行の農地法は、民法に對する特別法として、物權法及び債權法に對して、多くの新しい理論を受け入れることを、餘儀なくせしめている。而して都市の住宅地問題について、借地法及び借家法が果している機能と同樣に、農地法は農地問題を解決すべき社會的使命を負わされているものと、理解すべきである。從つて、農地法の研究は、民法研究の將來に役立つことが充分に期待されると、論者は主張しているのである。

以上において略述した論者の研究について考察するに、第一に農民法なる特殊な法律的範疇を與えようとした點、第二に農民を、その世帶員と農業資產を含めて協同經營體とし、之に法律的には中間法人の概念を導入した點、第三に農地法に對する詳細にして且つ正確なる解釋論をなしたる點等について、その特色を有するものと、いうことができるであろう。而して第一の點については、なお今後の研究を必要とするものがあり、審査員においても、異論がないわけではない。

しかしながら、本研究は有益なるものであつて、學界に對して有力なる寄與をなしたものと、いうことができる。即ち本研究を通じて、うかがいうる論者の學力は、法學博士の學位を與えるに、充分なものと認める次第である。

昭和三十三年二月一日

主査委員　慶應義塾大學教授　法學博士　小池　隆一

同　法學博士　前原　光雄

同　津田　利治

手塚豐教授學位請求論文審査要旨

1　主論文　明治初期刑法史の研究

2　副論文　明治二十三年民法における戶主權

——その生成と性格——

本書の構成は、「明治政府の刑事法」と「府・縣・藩の刑事法」の二部にわかたれ、前者には五論文を、後者には三論文を收め、別に附錄として死刑に關する二つの論文を添加する。それを列記すれば次の通りである。

第一部　明治政府の刑事法

假刑律の一考察

新律綱領編纂關係者考

新律綱領の施行に關する一考察

校正律例について

明治初年の拷問制度

第二部　府・縣・藩の刑事法